

■市が定めた誘導施設の概要

北名古屋市の各都市機能誘導区域に、「子育て機能」、「商業機能」、「教育・文化機能」の誘導施設を役割・性質や都市機能の立地状況を踏まえ設定します。また、設定した誘導施設の定義は以下のとおりです。

誘導施設	定義
子育て支援センター	児童福祉法第6条の3第6項に規定する子育てについての相談、情報の提供、助言その他援助を行う施設
乳幼児一時預かり施設	厚生労働省による一時預かり事業実施要綱に定める基準に則って民間が施設を整備・運営するもの
子ども送迎センター	厚生労働省による広域的保育所等利用事業実施要綱に定める基準に則って民間が施設を整備・運営するもの
商業施設 (総合スーパー等)	日用品や食料品を扱う百貨店、総合スーパー等で店舗面積（大規模小売店舗立地法第2条に規定される小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む）を行うための店舗の用に供される床面積）が8,000m ² 以上の店舗
ホール・文化会館	ホール・文化会館に関する用途に供する床面積の合計が500m ² 以上のもの
図書館	図書館に関する用途に供する床面積の合計が500m ² 以上のもの